

※分からないことや詳しいことは、☎にお問い合わせください。

**平成 27 年度 広報あらお 小学生の皆さんの「題字」募集！**

☎ 秘書広報課広報広聴係  
☎ 63-1157

毎年たくさんのご応募をいただく広報あらおの表紙に掲載する題字を募集します。

採用された人には、学校のお昼休みに広報担当者がインタビューに伺います。小学生の皆さんのたくさんの力作をお待ちしています。



- 対象 市内の小学校に通う新1年生～新6年生
- 内容 平成27年度「広報あらお」の題字(12回分)
- 応募方法 縦12cm×横33cmの白用紙に横書きで「あらお」と墨書きし、作品に①住所②名前(ふりがな)③学校名④新学年⑤電話番号を書いた紙を添えて直接秘書広報課へ持参(土・日・祝日・年始年末を除く)するか郵送で応募。
- 応募期限 1月30日(金)必着
- 採用者の発表 広報あらお3月号で発表します。これまで未掲載の人を優先して採用します。応募多数の場合は抽選です。

- 注意事項
  - ①採用された人は「広報あらお」と「荒尾市ホームページ」に学校名・学年・名前・インタビュー・顔写真を掲載します。
  - ②応募作品は返却しません。また、応募してもらった題字に色をつけるなどの加工をする場合があります。
- 応募先  
〒864-8686(住所不要)  
荒尾市役所 秘書広報課 「題字」係

**荒尾市子ども・子育て支援事業計画(案)のパブリックコメントを実施します**

☎ 子育て支援課  
☎ 63-1417 FAX 62-2881

パブリックコメントとは、自治体などの公的機関が条例などを制定するときに、事前に案などを公表し、広く意見や改善案などを募集するものです。子ども・子育て支援法に基づき、幼稚園・保育所などの施設や地域での子ども・子育て支援サービスなどについて、今後5年間の事業計画を定めます。皆さんの意見をお寄せください。

- 募集期間 1月6日(火)～2月6日(金)
- 閲覧場所 子育て支援課、市役所総合案内、市役所情報公開コーナー、市民サービスセンター、市ホームページ

- 提出方法 決められた意見提出書に、住所・名前(または団体名)・電話番号などを記入し、持参するか、郵送、FAX、Eメールのどれかで提出。  
※電話や口頭での意見の提出は受付できません。  
※お寄せいただいた意見は、市ホームページで公表しますが、個人情報公表しません。また、それぞれの意見に個別回答はしません。
- 提出先 〒864-8686(住所不要)  
荒尾市役所 子育て支援課  
Eメール: kosodate@city.arao.lg.jp

**市営住宅空家補充入居待機者を追加募集します**

☎ 建築住宅課住宅管理係  
☎ 63-1491

補充入居待機者の追加募集を行います。申し込んだ人は、抽選を行って入居順位を決定し、待機者として登録します。その後、希望団地に空家が生じたときに実態を調査し、適正と認められる人に入居順位に従って空家を紹介していきます。ただし、すぐに入居できるものではありません。平成26年度空家補充(平成26年6月抽選)で待機中の人でも申し込みできます。

- 募集住宅 桜山団地(A～D棟・E～K棟)
- 間取り 住宅によって異なります。
- 家賃 入居者の収入に応じて決まります。
- 入居資格
  - ① 国税・地方税を滞納していない人
  - ② 同居する親族がいる人(事実婚状態の人や婚約者を含む)
  - ③ 入居しようとする家族全員の収入が申込収入基準の範囲内にある人
  - ④ 住宅に困っていることが明らかでない人
  - ⑤ 荒尾市内に住み、収入がある人を連帯保証人にできる人
  - ⑥ 申込者と同居者が暴力団員でない人
  - ⑦ 市営住宅の明渡し請求を受けたことのない人
  - ⑧ 今まで市営住宅家賃の滞納がない人(過去に市営住宅に入居していた人も含む)
- 入居の申込収入基準
  - ・一般階層 月額所得15万8,000円以下
  - ・標準世帯(親子4人家族)の場合  
…世帯の年収447万1,999円以下



▲桜山団地A～D棟・E～K棟(左から)

- ・裁量階層(障がい者・中学生以下の子どもがいる世帯など)  
月額所得21万4,000円以下  
標準世帯(親子4人家族)の場合  
…世帯の年収531万1,999円以下
- 申込用紙配布
  - ・日時 2月2日(月)～(土・日・祝日を除く)  
午前9時～午後5時
  - ・場所 市役所2階 建築住宅課
- 申込受付
  - ・日時 2月16日(月)～20日(金)  
午前9時～午後5時
  - ・場所 市役所2階 建築住宅課
- 入居順位抽選会
  - ・日時 2月26日(木)  
午前10時～(受付:午前9時30分～)
  - ・場所 文化センター 第一会議室
- 待機期間  
次回募集の抽選日の前日(6月中旬頃)まで

**荒尾市ふるさと応援寄附金のPRをお願いします**

☎ 政策企画課政策経営室  
☎ 63-1273

「生まれ育ったふるさとを応援したい、自分と関わりが深い地域に貢献したい」という人が、その自治体に寄付した場合、個人住民税・所得税が一定額まで控除される「ふるさと納税制度」が平成20年に創設されてから、これまでに1,132万円(119件)の寄付をいただきました。

荒尾市では、お寄せいただいた寄付金を「荒尾市ふるさと応援基金」として積み立て、本市の活性化のため、寄付者が指定した事業に活用します。

市外の家族や知り合いが帰省されたときに、ぜひPRしていただきますようお願いします。

●寄付の状況(平成26年11月末現在)

事業の種類	件数	金額
1. 歴史・文化等振興事業	16件	35万4千円
2. 地域の元気づくり事業	7件	18万円
3. 子育て等支援事業	15件	40万円
4. 生きがい・医療・福祉等支援事業	16件	102万6,500円
5. 自然・環境保全事業	9件	17万5,500円
6. 市長におまかせ	56件	918万8,400円
合計	119件	1,132万4,400円

- 寄附金控除額  
寄付金の2千円を超える部分について、居住地の住民税(所得割)の1割ほどを限度に所得税と翌年度に課税される住民税から税額控除されます。
- 申込方法  
申込書は電話などで政策企画課へご請求いただくか、市ホームページから取り寄せてください。  
※市ホームページからの申し込みもできます。



1. 万田坑に設置した総合案内板。2. 荒尾干潟の生態を観察できる双眼鏡。3. 国道389号に設置したPR看板。  
◆1～3のような事業に寄附金を活用しています。

